

経済産業省所管独立行政法人の見直し当初案

● 見直し当初案整理表

日本貿易保険 P. 1

原子力安全基盤機構 P. 10

● 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況

日本貿易保険 P. 24

原子力安全基盤機構 P. 26

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名		独立行政法人 日本貿易保険			府省名	経済産業省	
沿革		昭和 25.3 貿易保険法（旧輸出信用保険法）成立：経済産業省（旧通商産業省）にて貿易保険事業を運営 → 平成 13.4 独立行政法人日本貿易保険 設立（実施業務を移管）					
中期目標期間		第 1 期：平成 13 年度～16 年度		第 2 期：平成 17 年度～20 年度		第 3 期：平成 21 年度～23 年度	
役員数及び職員数 （平成23年1月1日現在） ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。		役員数（うち、監事の人数）			職員の実員数		
		法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員
		6 人（2 人）	4 人（1 人）	1 人（1 人）	134 人		11 人
年 度		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度(要)
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	—	—	—	—	—	—
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
	うち運営費交付金	—	—	—	—	—	—
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—
	うち政府出資金	—	—	—	—	—	—
支出予算額の推移 (単位：百万円)		31605	30831	81938	31160	40969	—
利益剰余金（又は繰越欠損金）の推移 (単位：百万円)		21810	20349	37082	58689		
		発生要因					
		近時、正味保険料収入や債権の回収・評価が比較的順調であるのに対し、正味保険金支払を要する保険事故は比較的低水準で推移しているため、一時的に利益剰余金が発生しているもの。ただし、貿易保険事業は長期収支が均衡するような保険料を定め運用しており、利益剰余金は将来の保険金支払に引き当てる原資の一部である（元は利用者の保険料）。					
		見直し内容					
		長期収支均衡を図る事業特性を踏まえれば、利益剰余金は将来の保険金支払に引き当てるべき原資であり、引き続き適切に管理していく。					
運営費交付金債務残高 (単位：百万円)		—	—	—	—		
中期目標の達成状況 （業務運営の効率化に関する事項等）（平成 22 年度実績）		○平成 21、22 年度の総合評価は「A（質・量のどちらか一方において中期計画を超えた優れたパフォーマンスを実現）」であった。 ○政策対応の必要性が増大し、業務が高度化・複雑化する中でも、新情報システムの導入、人件費抑制、「随意契約等見直し計画（平成 22 年 4 月）」に基づく随意契約比率の大幅低減により、平成 21 年度及び 22 年度において、業務費と一般管理費の双方について中期目標数値を達成した。					

	<20 年度基準値> (目標)	<22 年度実績>
・業務費	4, 215 百万円 (基準値以下)	→ 4, 083 百万円 ▲3. 1%
・一般管理費	578 百万円 (毎年度 1%以上の削減)	→ 561 百万円 ▲2. 9%
○人員については、平成 17 年度に比べ平成 22 年度末で約 14%減少 (目標は 5%以上削減)。 157 人 (平成 17 年度末) → 135 人 (平成 22 年度末)		
○大阪支店については、地方の中小企業に対する利便性向上策を講じつつ、その規模を半減し、一部機能を本店へ移管した。		
○随意契約については一般競争入札への移行を進め、随契比率は 92% (平成 20 年度) → 6% (平成 22 年度) と大幅に改善した (金額ベース)。		

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人 日本貿易保険			府省名	経済産業省	
事務及び事業名	貿易保険事業					
事務及び事業の概要	対外取引において生ずる通常の保険によって救済することができない危険を保険する事業を効率的かつ効果的に行うもの。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	30831	81938	31160	40969	-
	国からの財政支出額	-	-	-	-	-
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	149人	153人	134人	130人	-
	非常勤	5人	5人	11人	10人	-
「基本方針」での指摘	<p>①民間事業者への販売委託や民間保険との協調保険といった取組の推進に加え、平成23年度を目途に導入する新たな取組を検討し、取引信用保険分野において民間事業者が事業機会を拡大するための環境を整備する。</p> <p>②中小企業関係機関等との連携を強化し、地方の中小企業が貿易保険を利用する上での利便性を向上させる。</p>					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>①新たに導入した海外フロンティング（NEXIが現地保険会社から再保険を引き受ける形態の取引）契約の締結促進、地方等の金融機関との販売委託の拡充（平成20年度末時点8社→現在17社）など、海外拠点や地方の中小企業を含む利用者ニーズを確認しつつ、民間事業者の事業機会拡大に向け積極的に取り組む。</p> <p>②全国各地の中小企業の国際展開を支援するため、民間金融機関や中小企業関係機関のネットワークを一層活用し、地方の中小企業にとっての利便性を向上させるとともに、民間金融機関による貿易保険付保債権の買取りや担保貸付の機会を拡大していく。</p> <p>③設立以来の「お客様中心主義」の理念を引き続き徹底し、利用者の視点に立ったサービスの向上に努める。たとえば、WEB上のサービスの一層の充実、申込手続きや審査手続きの簡素化等により、利用者の利便性向上、負担軽減や業務処理期間の短縮に努める。また、企業の取引環境の変化に応じ、海外拠点を通じた取引への支援強化などの商品性改善に取り組む。平成25年より実施段階に入る国際的な銀行監督ルール（「バーゼルⅢ」）下においても、貿易保険付きファイナンスが質的・量的に確保され、我が国企業の海外展開や民間資金を活用したインフラ整備が円滑に行われるよう、必要な環境整備に努める。</p> <p>④以上のほか、日本経済の「新たな成長」に向けた政策的役割の強化を図る（詳細略）。</p>					
備考〔補足説明〕	<p>1. 見直しにあたっての基本的な考え方は以下のとおり。</p> <p>①国際競争力を支える強靱な制度基盤の提供 東日本大震災後の日本経済再生・復興のためにも、輸出、海外投資など我が国企業の対外取引を支援し、国際競争力を支える、制度基盤としての貿易保険の役割は重要である。 貿易保険は、主要各国とともに、国の事業として、国の最終的なリスク負担により実施されているが、中韓を</p>					

はじめアジア諸国の貿易保険機関が近年とみにその存在感を増している。我が国としても、引き続き国の事業としての貿易保険制度の持続的な事業基盤を確固たるものとしつつ、NEXI を通じたサービス向上・専門性強化・効率的運営に努めることにより、海外市場における我が国企業の国際競争力を確保していくことが不可欠である。

②日本経済の「新たな成長」に向けた政策的役割の強化

日本経済の「新たな成長」に向けた国家戦略を再設計・再強化する中、更なる推進力を与えるものとして、鉄道・水・電力等のパッケージ型インフラの海外展開、中小企業や農業等の国際展開と「日本」ブランド復活・強化、我が国の経験・教訓を踏まえた先進的な環境・安全技術の普及、諸外国との経済連携など絆の強化、原油・LNG、レアアース・レアメタルなど資源確保等の分野に重点的に取り組むことが必要である。

③特別会計改革を踏まえた新たな制度設計への対応

平成 22 年 10 月の特別会計「事業仕分け」では、貿易保険制度の重要性、その機能が損なわれて利用者に不便が生じないことを前提としつつ、貿易再保険特別会計を廃止し、独立行政法人 NEXI に統合することとされた。また、国家の保証等国の関与を確保すること、移行のための適正な経過期間を設けること、保険料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計・経理の透明性を確保すべきこととされた。

新たな制度においては、従来特別会計が行っていた会計・経理は NEXI が管理することになり、また国の関与の仕組みも再保険制度を前提としたものとは異なるため、NEXI の業務運営のあり方を見直すこととなる。具体的な制度設計及び移行時期は、今後の法整備によるところであるが、独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく取組を着実に進めつつ、将来的に新たな制度に移行することを見据え、講じうる措置は早期に着手することが適当である。

2. 事業の見直し等について

①NEXI は、貿易保険法に規定された、利用者からの保険料を預かって超長期で収支相償させる貿易保険事業のみを行っている。

②貿易保険制度は、輸出補助金に該当しない国際ルール上認められた輸出振興の政策ツールとして、国際競争上不可欠な各国共通の制度。利用者からの保険料を原資とし超長期の収支相償を前提に運営する一方、保険金支払が巨額となっても国の信用に基づいて保険金支払を確実に行う。引受（政策判断の反映）、支払（政府本体の最終的なリスクテイク）、回収（政府間交渉）など各局面において「国と一体」の事業モデルであり、民間金融機関では代替困難。このため、長期・一元的に貿易保険を実施する機関を我が国が仮に廃止すれば、我が国企業の国際競争上の対等性が損なわれる。

③なお、昨年 10 月の特別会計仕分けで、保険勘定（特会）と実施機関（独法）との「二階建て」が国民に分かりにくいとの理由から、特会を廃止し、保険勘定を政府から NEXI へ移管（「組織としては独立行政法人日本貿易保険に一体化」）すべきものとされたところ。

- | | |
|--|---|
| | <p>④主要各国の貿易保険でも、政府又は（独法など）政府全額出資機関が保険責任の引受けを実施。保険引受の実施主体に一部でも民間資本が入ると（民営化）、租税条約上、国の機関と認められず、貿易保険付保債権の利子に課税されたり、債権回収の際などに相手国から課税されるなど、貿易保険の機能に支障が生じ、我が国企業の国際競争上の対等性が損なわれる。</p> <p>⑤政府が最終的にリスクテイクするのが貿易保険の必須要素であるところ、リスク審査を委ねる先の専門機関は、その目標・利害が「国と一体」であることが十分担保された公的機関である必要。公務員に準じた罰則付き守秘義務は、リスクに関する外交情報の共有のため不可欠。なお、各国において政府本体が最終的にリスクテイクする形態は、政府再保険・政府保証など様々だが、最終的に政府がリスクテイクしなければ、例えば、銀行のリスクアセットの計算上リスクウェイトがゼロにならず、結果として銀行の融資条件が悪化し、プロジェクト支援に支障が生じる。</p> |
|--|---|

Ⅲ 組織・運営の見直しに係る当初案

法人名	日本貿易保険
-----	--------

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
1. 不要資産の国庫返納	<p>○積立てなどの基準をより明確化・透明化する。(将来の保険金支払いに引き当てるべき原資は準備金として経理する。)</p>	<p>○NEXIの利益剰余金等の資産は被保険者からの保険料をプールして将来の保険金支払いに引き当てる支払い準備としての性格を有するものであり、引き続き保有することが必要。</p>	<p>○国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要性があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>
2. 事務所等の見直し	<p>○大阪支店については、地方の中小企業等に対する利便性向上を講じつつ、その規模を大幅削減し(人員を半減)、一部機能を本店へ移管した。</p> <p>○海外事務所については、リスク情報収集、案件形成支援、国際会合対応に努めつつ、パリ事務所の移転をはじめとする経費削減、他独法との施設共同利用などの効率化を進めた。</p> <p>○引き続き、関係機関との連携、効率性確保を図りつつ、その役割・機能を十分に果たす。</p>	<p>○海外事務所の見直し 3海外事務所とも、JETROが管理する会議室、受付などの施設を共同利用。パリ事務所では平成23年1月より事務所スペースを約2/3に縮小、ニューヨーク事務所では平成18年より事務所スペースを約1割縮小、シンガポール事務所では本年6月から賃貸料を約4割削減。海外事務所の必要性について平成22年度中に検証を実施。諸外国のカントリーリスク及び信用リスクを引き受けるNEXIの貿易保険事業の性質を鑑みると、適切なリスク管理のための現地情報の把握、プロジェクトに関する現地での迅速な協議・交渉、貿易金融に関する国際ルール形成の場への参画等の役割を担う3海外事務所の重要性は一層高まるとの認識。一方で、各事務所においては、事務所スペース削減、賃料見直しや、他独法との施設共同利用などの経費削減の取組みを実施。JETRO事務所などと相互の情報共有や会議開催を実施。海外事務所の必要性に関する検証結果については5月24日開催の経済産業省独立行政法人評価委員会日本貿易保険部会に報告、了承された。</p> <p>○NEXIは不動産等の施設を保有していない。賃貸施設についても、賃貸料の適正性を調査しつつ、賃貸料引き下げ交渉を行っている。本店事務所の賃貸料については、平成22年12月の契約更新の際に23.7%削減。</p>	<p>大阪支店については、地方の中小企業等に対する利便性向上に配慮しつつ、機能を中小企業等の顧客に対するサービスに限定し、それに見合った規模に縮小する。(23年度中に実施)</p> <p>各海外事務所については、管理経費の縮減等、徹底的な効率利用を図る。また、必要性について検討を行い、平成22年度中に具体的な結論を得る。(22年度から実施)</p> <p>○国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○本部事務所、地方支所、職員宿舎等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等	<p>○「随意契約等見直し計画」に基づく随意契約比率の大幅低減を達成済み。原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努め、システム開発・運用のコスト削減を図る。</p>	<p>○競争性のない随意契約の一般競争入札等への移行を進めており、システム基盤更改を前倒して平成23年1月までに終了。結果、競争性のない随契比率(金額ベース)は平成20年度の92%から平成22年度には6%に改善。一者応札・一者応募の契約についても、仕様書の変更(入札適合条件の緩和など)や公告期間の見直し(10日を原則20日とする)などの取り組みを進めており、平成20年度に25%あった一者応札・一者応募契約件数が、平成22年度には12%に減少。</p> <p>○「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)を踏まえ、外部の有識者及び監事で構成される契約監視委員会を設置し、平成20年度から平成22年度までの競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募契約等についての妥当性を確認。引き続き、真にやむを得ない場合を除き、競争性のある契約とすることを徹底する。</p>	<p>随意契約等見直し計画に沿って、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募の改善に努める。(22年度から実施)</p> <p>○各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>
② 契約に係る情報の公開	<p>○毎年度の契約内容や、随意契約等見直し計画、契約監視委員会など点検・見直しの取組みについては、NEXIのホームページで公表している。</p>	<p>○関連法人に該当する法人は存在しない。管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当法人との取引高が相当の割合である法人も存在しない。</p> <p>○将来、仮に管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当法人との取引高が相当の割合である法人との契約が生じた場合は、適正に公開。</p>	<p>○独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。</p>
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	<p>該当なし。</p>	<p>○関連法人に該当する法人は存在しない</p>	<p>○各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。</p>
④ 調達の見直し	<p>○原則として競争性のある調達方式へと全面移行するとともに、一者応札・一者応募の改善に努め、システム開発・運用のコスト削減を図る。</p>	<p>○可能な限りまとめ買いを行うなど調達の改善に取り組んできたところ、「公共サービス改革プログラム(平成23年4月行政刷新会議公共サービス改革分科会)」を踏まえ、引き続き、調達事務の効率化等に取り組む。</p> <p>○保険商品販売について対応可能な民間企業に対して、業務委託を推進している。今後も一層の推進を図る。</p>	<p>○各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。</p> <p>特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。</p> <p>ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。</p> <p>イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。</p> <p>ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。</p> <p>○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
4. 人件費・管理運営の適正化 ① 人件費の適正化	<p>○人員については抑制目標を達成。 (平成17年度末157人→平成22年度末135人)</p> <p>○国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレース指数の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図る。</p> <p>○同時に、NEXIの果たすべき役割・責任を全うするために必要な人材確保・育成を行い、専門性・機動性を備えた実施体制の整備を図る。業務量拡大の状況下において、人的リソースの質と量が利用者ニーズへの対応及び各国貿易保険機関間の競争力の面で、業務上のボトルネックとならないよう留意しつつ、業務の性格を踏まえた人件費の適正性について毎年度第三者の検証・評価を経て必要な取組を行う。</p>	<p>○平成18年度に従来の年功的な給与体系から、職務・職責に応じた給与システムに転換し、専門的な業務遂行能力に対して適切な処遇を行う人事制度としたほか、国の給与水準の見直し等を踏まえ、俸給表や諸手当等の見直しにより給与水準の適正確保を図ってきたところである。</p> <p>○給与水準については、監事による監査、経済産業省独立行政法人評価委員会において、毎年度定量的な検証を行い、その結果を公表するなどにより給与水準の適正性について注視し、NEXIと人材が競合する労働市場における給与水準と比較すれば、NEXIの給与水準が大幅に下回ること等が合理的な理由があるとされている。</p> <p>○左欄の「同時に、NEXIの果たすべき役割・責任を全うするために必要な人材確保・育成を行い、専門性・機動性を備えた実施体制の整備を図る。業務量拡大の状況下において、人的リソースの質と量が利用者ニーズへの対応及び各国貿易保険機関間の競争力の面で、業務上のボトルネックとならないよう留意しつつ、業務の性格を踏まえた人件費の適正性について毎年度第三者の検証・評価を経て必要な取組を行う。」は、経産省独評委NEXI部会で議論され、追加挿入された内容。</p> <p>○このほか、例えば、独評委員からは以下のような意見が出された。 ・「金融業界の賃金水準から見て、これ以上の人件費削減は人材確保の観点から危険」 ・「給与を一概に公務員に近づけるといっただけでは、国際金融のノウハウを有する民間の人材を確保することは不可能」 ・「民間金融機関等の事例等を参考としながら定量的な検証を行い、NEXIの給与水準が大幅に下回っていることを確認した。」 ・「過度な人員削減、人件費の抑制は、業務上の逆効果を生じかねず、職員のモラル、モチベーションに悪影響を与えかねない」 ・「109.0でNEXIに勤めようという人が来ますかというのが素直な話。」 ・「専門人材の確保は重要。金融機関出身者だけでなく、プロジェクトを直感・匂いで判断出来る商社出身の人材や、外国人含め国際性のある人材構成も必要。」 ・「NEXIの役割が増える中で、無難に丸く収めようとするのは無理がある。必要なものについては遠慮しないで考え方を出し、判断を求めようにすべきである。」</p>	<p>○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。</p> <p>国際金融等の専門性を確保しつつ、諸手当や専門能力認定の見直し等により、人件費やラスパイレース指数の引下げ・適正確保に向けて取組を進め、人件費全体の抑制を図る。(22年度から実施)</p> <p>○独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p> <p>○給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
② 管理運営の適正化	<p>○第三期中期計画期間(平成21～23年度)における一般管理費及び業務費の目標については、平成21年度、22年度ともに達成。引き続き着実に実施。</p> <p>○法令順守態勢を徹底するとともに、適切な業務プロセスを確保するため、コンプライアンス委員会に加えて新たに専門部署を設けるなど内部統制を強化する。</p>	<p>○平成24年度以降の目標設定に際しては、新成長戦略等を踏まえ、求められる役割・業務の実態を踏まえたものとする必要がある。</p> <p>○NEXIは運営費交付金はない。</p>	<p>○業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p> <p>○法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p> <p>○事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p> <p>○組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>
5. 自己収入の拡大	<p>○リスク債権の確実な回収、信用事故債権に係る高い回収率の維持により、利用者に対する確実な安心の提供を担保するための財務基盤をより強固にする。</p> <p>○保険料率の設定や積立てなどの基準をより明確化・透明化し、全体として会計経理の透明性を一層確保する。</p>	<p>○NEXIの貿易保険事業は、被保険者からの保険料収入で賄っている。</p>	<p>○特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p> <p>○協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p> <p>○出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>
6. 事業の審査、評価	<p>○重点的政策への対応強化を含めて、安定的かつ継続的に貿易保険サービスを提供するため、個々のカントリーリスクやバイヤーリスクの審査の充実はもちろん、NEXI全体のポートフォリオベースでの管理を強化するなど、総合的なリスク管理を向上させる。</p>	<p>○複数の候補案件からの選択を要する企画提案による公募事業を実施していない。</p>	<p>○複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p> <p>○中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>
7. その他			<p>(注)「(参考)基本方針の関連部分」に記載のもののうち、「基本方針」中の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に掲げられている事項については、先頭に「○」を付けている。</p>

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人原子力安全基盤機構			府省名	経済産業省		
沿革	経済産業省原子力安全・保安院の検査業務の一部 平成 4. 4 (財)原子力発電技術機構 昭和 60. 4 (財)発電設備技術検査協会 昭和 61. 10 (財)原子力安全技術センター			平成 15. 10 (独)原子力安全基盤機構(※)			
	※原子力安全・保安院から(財)原子力発電技術機構、(財)発電設備技術検査協会及び(財)原子力安全技術センターへの原子力安全に係る委託業務並びに原子力施設に係る指定検査業務のすべてを移管し発足						
中期目標期間	第1期：平成15年10月1日～19年3月31日(3年6ヶ月) 第2期：平成19年4月1日～24年3月31日(5年間)						
役員数及び職員数 (平成23年1月1日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数(うち、監事の人数)			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	6人(2人)	6人(2人)	0人(0人)	415人		90人	
年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度(要)	
国からの財政支出額の推移 (単位:百万円)	一般会計	—	—	—	—	—	—
	特別会計	22,876	22,506	22,190	20,696	20,090	20,348
	計	22,876	22,506	22,190	20,696	20,090	20,348
	うち運営費交付金	22,876	22,506	22,190	20,696	20,090	20,348
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	—	—	—	—	—	—
うち政府出資金	—	—	—	—	—	—	
支出予算額の推移 (単位:百万円)	24,380	23,786	23,638	22,252	21,572	20,348	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位:百万円)	307	629	667	793			
発生要因	主に検査手数料収入(その他の勘定)において利益剰余金が生じている。これは、定期安全管理審査制度の運用改善や、継続的な管理経費の節減に取り組んだことによる。						
	見直し内容	利益剰余金については、中期計画期間中においては、緊急な検査業務増大への適切な対応のため、積立てておくこととし、中期計画最終年度に原子力安全基盤機構法第15条に従った必要な手続きを行い、大臣の承認を受けた額以外は国庫納付を行う。					

運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	3,282	4,703	7,749	9,150		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	18,874	21,398	19,175	19,326	(見込み) 20,090	(見込み) 20,348
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	東京電力(株)福島第一原子力発電所事故及びこれを踏まえた原子力安全規制に関する組織の見直しに併せて、JNESの業務についても、新組織が実施する審査・検査、防災対策、人材育成、国際機関との情報共有等の支援の強化を行うことが見込まれており、行政サービス実施コストに影響を与えられられる。					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等) (平成22年度実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・運営費交付金による業務は、効率的遂行に努め、一般管理費は毎年度平均3%以上、事業費(検査等に係るものを除く。)は、毎年度平均で1%以上を削減した。 ・総人件費(給与、報酬等支給総額)については、39.9億円と前年度比9.6%の減となり、最終的な目標との対比においては、中期目標年度(平成23年度)には、平成19年度比4%減を達成できる見込み。 ・「随意契約等見直し計画」は順調に進捗し、また一者応札が減少し競争性が高まったことなどにより経費削減効果も顕著となった。平成22年度は予算額に対して契約ベースで約16億円の経費を節約。 					

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人原子力安全基盤機構		府省名	経済産業省		
事務及び事業名	検査等業務					
事務及び事業の概要	原子力施設及び原子炉施設に関する検査その他これに類する業務を行う。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	1,725	1,894	2,086	1,949	315
	国からの財政支出額	444	446	395	467	315
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在。ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	職員の中には複数のセグメント業務を兼務しており、かつ兼務状況は時々の業務量で変化するためセグメント毎の配属職員数を正確に算出するのは困難。参考までに、複数の業務を担当する職員については、担当業務数に応じて均一に員数配分(3つの業務を兼任していたら各セグメント1/3人)して計算した結果、平成23年1月1日時点の検査等業務従事職員数は、参考値として、常勤114名、非常勤21名				
	非常勤					
「基本方針」での指摘	事務・事業の見直しを行った上で、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	原子力安全庁(仮称)との一体的な運用体制を確立するべく、現在、検討が進められている同庁の所管業務の内容を踏まえ、必要に応じ、国や他の独立行政法人等との業務の統廃合を検討する。					
備考〔補足説明〕	<p>平成23年8月15日に閣議決定された「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」では、‘原子力安全規制に係る関係業務を一元化することで、規制機関として一層の機能向上を図るものとし、このため原子力安全庁(仮称)においては、原子炉及び核燃料物質等の使用に係る安全規制、核セキュリティへの対応、環境モニタリングの司令塔機能(SPEEDIの運用を含む。)を担うものとする。’とされている。</p> <p>一方、平成23年8月12日に関係閣僚了解された「原子力安全規制に関する組織の見直しについて」においては、‘実際の規制業務においては、(独)原子力安全基盤機構(JNES)等の支援機関が重要な役割を果たしている。新組織の設置に当たっても、これら支援機関と一体的な運用体制を確立することが重要である。’また、‘(独)原子力安全基盤機構(JNES)を新組織の所管にする’旨、明記されているところ。</p>					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	原子力安全規制に関する組織の見直しに併せて、JNESの検査業務についても、業務が見直される可能性があり、変更内容如何によっては、行政サービス実施コストに影響を与えられらる。					

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人原子力安全基盤機構			府省名	経済産業省	
事務及び事業名	安全審査関連業務					
事務及び事業の概要	原子力施設及び原子炉施設の設計に関する安全性の解析及び評価を行う。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	2,021	2,349	2,040	2,391	2,312
	国からの財政支出額	2,021	2,349	2,040	2,391	2,312
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	職員の中には複数のセグメント業務を兼務しており、かつ兼務状況は時々業務量で変化するためセグメント毎の配属職員数を正確に算出するのは困難。参考までに、複数の業務を担当する職員については、担当業務数に応じて均等に員数配分(3つの業務を兼任していたら各セグメント1/3人)して計算した結果、平成23年1月1日時点の安全審査関連業務従事職員数は、参考値として、常勤86名、非常勤19名				
	非常勤					
「基本方針」での指摘	事務・事業の見直しを行った上で、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	原子力安全庁(仮称)との一体的な運用体制を確立するべく、現在、検討が進められている同庁の所管業務の内容を踏まえ、必要に応じ、他の独立行政法人等との業務の統廃合を検討する。					
備考〔補足説明〕	<p>平成23年8月15日に閣議決定された「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」では、‘原子力安全規制に係る関係業務を一元化することで、規制機関として一層の機能向上を図るものとし、このため原子力安全庁(仮称)においては、原子炉及び核燃料物質等の使用に係る安全規制、核セキュリティへの対応、環境モニタリングの司令塔機能(SPEEDIの運用を含む。)を担うものとする。’とされている。</p> <p>一方、平成23年8月12日に関係閣僚了解された「原子力安全規制に関する組織の見直しについて」においては、‘実際の規制業務においては、(独)原子力安全基盤機構(JNES)等の支援機関が重要な役割を果たしている。新組織の設置に当たっても、これら支援機関と一体的な運用体制を確立することが重要である。’また、‘(独)原子力安全基盤機構(JNES)を新組織の所管にする’旨、明記されているところ。</p>					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	原子力安全規制に関する組織の見直しに併せて、JNESの安全審査関連業務についても、業務が見直される可能性があり、変更内容如何によっては、行政サービス実施コストに影響を与えると考えられる。					

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人原子力安全基盤機構			府省名	経済産業省	
事務及び事業名	防災関連業務					
事務及び事業の概要	原子力災害の予防、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関する業務を行う。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度（要求）
	支出予算額	4,515	3,862	3,310	3,179	4,042
	国からの財政支出額	4,515	3,862	3,310	3,179	4,042
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	職員の中には複数のセグメント業務を兼務しており、かつ兼務状況は時々の業務量で変化するためセグメント毎の配属職員数を正確に算出するのは困難。参考までに、複数の業務を担当する職員については、担当業務数に応じて均一に員数配分（3つの業務を兼任していたら各セグメント1/3人）して計算した結果、平成23年1月1日時点の防災関連業務従事職員数は、参考値として、常勤24名、非常勤12名				
	非常勤					
「基本方針」での指摘	<p>①事務・事業の見直しを行った上で、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。</p> <p>②軽水炉における防護対策計画の策定手順等については、知見が蓄積されてきたことから、新型炉・核燃料施設事故や複合事故への対応など、より専門性の高い防災対策に重点化する。</p>					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	原子力安全庁（仮称）との一体的な運用体制を確立するべく、現在、検討が進められている同庁の所管業務の内容を踏まえ、必要に応じ、他の独立行政法人等との業務の統廃合を検討する。					
備考〔補足説明〕	<p>平成23年8月15日に閣議決定された「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」では、‘原子力安全規制に係る関係業務を一元化することで、規制機関として一層の機能向上を図るものとし、このため原子力安全庁（仮称）においては、原子炉及び核燃料物質等の使用に係る安全規制、核セキュリティへの対応、環境モニタリングの司令塔機能（SPEEDIの運用を含む。）を担うものとする。’とされている。</p> <p>一方、平成23年8月12日に関係閣僚了解された「原子力安全規制に関する組織の見直しについて」においては、‘実際の規制業務においては、（独）原子力安全基盤機構（JNES）等の支援機関が重要な役割を果たしている。新組織の設置に当たっても、これら支援機関と一体的な運用体制を確立することが重要である。’また、‘（独）原子力安全基盤機構（JNES）を新組織の所管にする’旨、明記されているところ。</p>					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	原子力安全規制に関する組織の見直しに併せて、JNESの防災関連業務についても、業務が見直される可能性があり、変更内容如何によっては、行政サービス実施コストに影響を与えると考えられる。					

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人原子力安全基盤機構			府省名	経済産業省	
事務及び事業名	調査、試験、研究等業務					
事務及び事業の概要	エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する調査、試験、研究等を行う。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	7,771	8,186	7,623	7,003	6,601
	国からの財政支出額	7,771	8,186	7,623	7,003	6,601
事務及び事業に係る職員数 (※年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	職員の中には複数のセグメント業務を兼務しており、かつ兼務状況は時々業務量で変化するためセグメント毎の配属職員数を正確に算出するのは困難。参考までに、複数の業務を担当する職員については、担当業務数に応じて均一に員数配分(3つの業務を兼任していたら各セグメント1/3人)して計算した結果、平成23年1月1日時点の調査、試験、研究等業務従事職員数は、参考値として、常勤90名、非常勤17名				
	非常勤					
「基本方針」での指摘	<p>①事務・事業の見直しを行った上で、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。</p> <p>②計画段階からの外部評価を充実することにより、規制の充実・高度化に直結するものに重点化する。</p>					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	原子力安全庁(仮称)との一体的な運用体制を確立するべく、現在、検討が進められている同庁の所管業務の内容を踏まえ、必要に応じ、他の独立行政法人等との業務の統廃合を検討する。					
備考〔補足説明〕	<p>平成23年8月15日に閣議決定された「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」では、‘原子力安全規制に係る関係業務を一元化することで、規制機関として一層の機能向上を図るものとし、このため原子力安全庁(仮称)においては、原子炉及び核燃料物質等の使用に係る安全規制、核セキュリティへの対応、環境モニタリングの司令塔機能(SPEEDIの運用を含む。)を担うものとする。’とされている。</p> <p>一方、平成23年8月12日に関係閣僚了解された「原子力安全規制に関する組織の見直しについて」においては、‘実際の規制業務においては、(独)原子力安全基盤機構(JNES)等の支援機関が重要な役割を果たしている。新組織の設置に当たっても、これら支援機関と一体的な運用体制を確立することが重要である。’また、‘(独)原子力安全基盤機構(JNES)を新組織の所管にする’旨、明記されているところ。</p>					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	原子力安全規制に関する組織の見直しに併せて、JNESの調査、試験、研究等業務についても、業務が見直される可能性があり、変更内容如何によっては、行政サービス実施コストに影響を与えられられる。					

II. 事務及び事業の見直しに係る当初案整理表

法人名	独立行政法人原子力安全基盤機構				府省名	経済産業省
事務及び事業名	情報の収集、整理等業務					
事務及び事業の概要	エネルギーとしての利用に関する原子力の安全の確保に関する情報の収集、整理及び提供を行う。					
事務及び事業に係る予算額 (単位：百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度(要求)
	支出予算額	1,154	1,206	1,183	1,141	1,133
	国からの財政支出額	1,154	1,206	1,183	1,141	1,133
事務及び事業に係る職員数 (各年1月1日現在、ただし、23年度は4月1日現在)	常勤	職員の中には複数のセグメント業務を兼務しており、かつ兼務状況は時々の業務量で変化するためセグメント毎の配属職員数を正確に算出するのは困難。参考までに、複数の業務を担当する職員については、担当業務数に応じて均一に員数配分(3つの業務を兼任していたら各セグメント1/3人)して計算した結果、平成23年1月1日時点の情報の収集、整理等業務従事職員数は、参考値として、常勤39名、非常勤14名				
	非常勤					
「基本方針」での指摘	<p>①事務・事業の見直しを行った上で、制度的見直しの中で、国の判断・責任の下で実施する事業として整理・検討する。</p> <p>②情報収集業務については、民間データベースの活用や収集対象とする情報の絞込み等により効率化を図り、事故トラブル情報の分析業務に重点化する。</p>					
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	原子力安全庁(仮称)との一体的な運用体制を確立するべく、現在、検討が進められている同庁の所管業務の内容を踏まえ、必要に応じ、他の独立行政法人等との業務の統廃合を検討する。					
備考〔補足説明〕	<p>平成23年8月15日に閣議決定された「原子力安全規制に関する組織等の改革の基本方針」では、‘原子力安全規制に係る関係業務を一元化することで、規制機関として一層の機能向上を図るものとし、このため原子力安全庁(仮称)においては、原子炉及び核燃料物質等の使用に係る安全規制、核セキュリティへの対応、環境モニタリングの司令塔機能(SPEEDIの運用を含む。)を担うものとする。’とされている。</p> <p>一方、平成23年8月12日に関係閣僚了解された「原子力安全規制に関する組織の見直しについて」においては、‘実際の規制業務においては、(独)原子力安全基盤機構(JNES)等の支援機関が重要な役割を果たしている。新組織の設置に当たっても、これら支援機関と一体的な運用体制を確立することが重要である。’また、‘(独)原子力安全基盤機構(JNES)を新組織の所管にする’旨、明記されているところ。</p>					
行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)	原子力安全規制に関する組織の見直しに併せて、JNESの情報の収集、整理等業務についても、業務が見直される可能性があり、変更内容如何によっては、行政サービス実施コストに影響を与えられらる。					

Ⅲ 組織・運営の見直しに係る当初案整理表

法人名	原子力安全基盤機構
-----	-----------

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考[補足説明]	(参考)基本方針の関連部分
1. 不要資産の国庫返納	<p>①独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等の国庫納付 現行中期計画が終了する23年度末において、利益剰余金については必要最小限のものを除き全額国庫返納を行う予定だが、現時点では、福島第一原子力発電所の事故により平成23年度の収支の推計は困難。 なお、平成22年度末時点の利益剰余金の簿価評価は793,056千円となっている。</p> <p>②貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直し 該当なし。</p>		<p>○国の資産を有効かつ効率的に活用する観点から、独立行政法人の利益剰余金や保有する施設等について、そもそも当該独立行政法人が保有する必要があるか、必要な場合でも最小限のものとなっているかについて厳しく検証し、不要と認められるものについては速やかに国庫納付を行う。不要な施設等の納付方法については、原則として現物により速やかに納付することとし、国は、納付を受けたものを含めた国有財産全体の有効活用を図る。</p> <p>○本基本方針で個別に措置を講ずべきとされたもの以外のものについても、各独立行政法人は、貸付資産、知的財産権も含めた幅広い資産を対象に、自主的な見直しを不断に行う。</p>
2. 事務所等の見直し	<p>①海外事務所(ワシントン)について 事務所管理経費の具体的な見直し項目(派遣人件費、通信運搬費、リース料、消耗品費、修繕費など)を抽出済であり、これら削減へ向けた準備作業などをすすめているところ。引き続き管理経費10%以上の削減目標達成に向け対応していく。</p> <p>②事務所等の運営について 2か所の本部事務所を統合し、省スペース化や、一般管理費の削減を行うこととしている。(平成23年末までに完了予定)</p> <p>③東京事務所について 東京都内2か所の本部事務所について、原子力災害等の緊急時対応業務に支障がないように、立地条件や耐震性能等を考慮の上、移転・集約を行うこととしている。(平成23年末までに完了予定)</p> <p>④ 職員研修・宿泊施設について 該当なし。</p> <p>⑤ 本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産について 東京都内2か所の本部事務所について、原子力災害等の緊急時対応業務に支障がないように、立地条件や耐震性能等を考慮の上、移転・集約を行うこととしている。(平成23年末までに完了予定)</p>	<p>① 海外事務所(ワシントン)について 事務所管理経費の具体的な見直し項目(派遣人件費、通信運搬費、リース料、消耗品費、修繕費など)を抽出済であり、平成23年度からこれら削減へ向けた以下の取り組みを実施しているところ。引き続き平成22年度比で管理経費10%以上の削減目標達成に向け対応していく。</p> <p>1)派遣人件費…本年9月の派遣会社との契約終了後、10月よりJNESが社員と直接契約することで経費を削減する予定。 2)通信運搬費…本年4月以降、価格の安い普通郵便を積極的に使用することで経費を削減。 3)リース料…本年9月のOA機器のリース期間終了後、10月より安価なリース会社と契約の予定。 4)消耗品費・修繕費など…本年4月以降、消耗品の品目を削減するなどして、経費を削減。</p> <p>②③⑤ 東京事務所について 平成22年度に本部事務所統合化の検討を実施。現在、統合に向けて具体的な手続きを実施中。(平成23年末までに完了予定)</p>	<p>海外事務所(ワシントン)については、管理経費の縮減等、徹底的な効率利用を図る。(23年度中に実施)</p> <p>緊急時対応の必要性を踏まえた上で、効率化の観点から、2か所の本部事務所を早期に統合する。(22年度から実施)</p> <p>○国の財政資金を独立行政法人の本来業務に効果的に充当するため、事務所等の運営については、徹底的な整理・統廃合や組織・府省の枠を超えた共用化を行い、管理部門経費を削減する。</p> <p>○東京事務所については、真に必要なもののみ存置するとともに、併せて必要な機能の移転・集約化を図り、効率的な業務運営を確保する。</p> <p>○海外事務所については、個々の必要性をゼロベースで検証し、整理・統廃合を行うとともに、経費削減、ユーザーへの利便性の観点から、同一都市にあり、政策連携効果が見込まれるもの等については、情報管理の必要性等にも配慮しつつ、施設の共用化を図る。このため、海外事務所を有する各独立行政法人や主務府省は、相互の情報共有や共同の検討を行うこと等により連携を強化する。</p> <p>○職員研修・宿泊施設については、本部事務所、民間宿泊施設、貸会議室等の利用により機能を代替できるものは廃止する。</p> <p>○本部事務所、地方支所、職員宿舍等その他の資産についても、事業規模を施設に合わせて考える現状維持的な姿勢を改め、規模・コスト・立地等を再検証し、徹底した効率化・合理化を図り、独立行政法人の事務・事業や実施方法の見直しに伴い不要となるものの整理・統廃合、共用化を行う。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
<p>3. 取引関係の見直し ① 随意契約の見直し等</p>	<p>① 契約の見直しについて 競争性のない随意契約数の削減に向けた取組の結果、平成22年度は前年度の78件(対全契約件数比12.6%)から49件(同9.0%)に低減。 また、一般競争入札等の実施にあたっては、一者応札率低減のため、平成21年度以降、以下の取り組みを措置済み。 1) 公告期間の延長(公告から入札までの期間を30日以上確保) 2) 情報提供の促進(入札公告に調達案件の概要を掲載) 3) 分かり易い仕様書の作成(平易で誰からも理解されやすい仕様書の作成) 4) 入札説明会の開催(緊急案件を除き、原則、入札説明会を開催) 5) 契約履行期間の十分な確保等 (ア 複数年契約が可能な契約については複数年契約を活用) (イ 契約を分割をすることにより、一件あたりの契約履行期間を短縮し裕度を確保) 6) 調達予告の掲載(遅くとも入札公告の1ヶ月程度前には、調達予告を機構ホームページに掲載) 7) 適合証明書の提出時期の延長(適合証明書の提出期間を20日程度確保) 8) 応札要件の緩和(発注業務内容に見合った資格・能力となる入札適合条件とし、質の確保を考慮しつつ過度に厳しい応札資格の設定をしないよう努める。例:海外情報の調査案件において「原子力安全・保安院、JNES、電気事業者への納入実績」または「海外駐在員がいること」の条件を削除。など) 9) 他の事業者の参入可能性の検討(原子力の特殊性から一者応札となった契約について、真に他の事業者の参入可能性はないのか、検討・確認)</p> <p>平成22年度実績 (金額ベース(単位:円)) 一般競争等10,988,628,315円(86%)、競争性のない随意契約1,798,844,773円(14%)※ ※昨年度に契約更新した本部事務所の賃貸契約を含む。 (件数ベース(単位:件)) 一般競争等496件(91%)、競争性のない随意契約49件(9%)</p>	<p>①公告期間の延長、情報提供の促進、入札説明会の開催、分りやすい仕様書等の作成、応札要件の緩和について、随意契約等見直し計画に沿って措置済み。 また、契約監視委員会(監事2名、外部有識者2名で構成)において、契約案件全般のチェックを実施する中で、公益法人との契約について、一般競争入札の趣旨を踏まえ、一者応札、一者応募の妥当性を厳格に確認している。 これらの取り組みの結果、平成22年度の一者応札については、前年度の191件(46.9%)から141件(43.0%)に低減。 特に、継続的に競争性のない随意契約の相手方となっている公益法人との契約については、平成22年度末で全廃。</p>	<p>公告期間の延長、情報提供の促進、分りやすい仕様書等の作成、入札説明会の開催、応札要件の緩和等を講じ、随意契約等見直し計画に沿って、一者応札・一者応募の改善に向けた取組を推進する。 また、公益法人との契約については、一般競争入札の趣旨に反していないかどうかの観点から徹底的に見直す。特に継続的に契約の相手方となっている公益法人との契約については、ゼロベースで見直す。(22年度から実施)</p> <p>○各独立行政法人は、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施する。具体的には、随意契約については、原則として一般競争入札等に移行することとし、一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、公告方法、入札参加条件、発注規模の見直し等の改善を図り、コストの削減や透明性の確保を図る。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
② 契約に係る情報の公開	① JNESと一定の関係を有する法人に関して、これまでの契約先に対する該当する法人は無いものの、今後の対応に考慮して、「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」(平成23年6月3日付け内閣官房行政改革推進室事務連絡)に基づき、情報公開を行うための要領改正等の準備を開始。		○独立行政法人が、当該独立行政法人において管理又は監督の地位にある職を経験した者が再就職しており、かつ、総売上高又は事業収入に占める当該独立行政法人との取引高が相当の割合である法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進める。
③ 関連法人の利益剰余金等の国庫納付等	① 該当なし。		○各独立行政法人は、関連法人との間で競争性のない随意契約や実質的な競争が確保されていない契約(競争入札における一者応札や企画競争における一者応募)等が行われていた場合、当該関連法人の利益剰余金又は内部留保の有無を速やかに精査し、相応の部分について国庫納付する、あるいは当該部分の額について国費の負担軽減に資するための措置を講ずるよう努める。
④ 調達の見直し	① 類似の事業類型に対応した共同調達の実施等 該当なし。 (注)JNESの研究開発事業では、原則、自ら研究設備の調達行為は行っておらず、安全研究事業は全て外注して、自ら研究設備を保有しない方針となっている。 ② 競争の導入による公共サービスの改革について 事故等トラブルへの対処など緊急性が高い契約及び機微情報に関する契約などを除き、一般競争入札、公募及び企画競争を引き続き実施する。		○各独立行政法人は、類似の事業類型に対応した共同調達の実施等を検討し、コストの縮減を図る。 特に研究開発事業に係る調達については、下記の取組を進めるほか、他の研究機関と協力してベストプラクティスを抽出し、実行に移す。 ア) 調達に係る仕様要件の見直しを行う。 イ) 調達方式による価格比較を行い、リース方式が割安な場合は積極的にこれを活用する。また、研究機器や保管機器等について他の研究機関との共同利用等の可能性を検討する。 ウ) 価格調査に当たっては、他の研究機関の購入実績等を確認することなどにより適正価格の把握に努める。 ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく官民競争入札等の積極的な導入を推進し、独立行政法人の提供するサービスの質の維持・向上と経費削減を図る。 ○「公共サービス改革基本方針」(平成22年7月6日閣議決定)に基づき、行政刷新会議に設置された公共サービス改革分科会において、公共サービス改革を推進するための調達の効率化等に関する具体的方策が検討され、平成23年春までに取りまとめられる予定であり、この結論を踏まえ、調達の効率化等を図り、経費の削減等の措置を講ずる。

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
<p>4. 人件費・管理運営の適正化</p> <p>① 人件費の適正化</p>	<p>① 公務員の給与改定に関する取扱いについて</p> <p>—</p> <p>② 国家公務員と比べて給与水準が高い法人について 原子力施設の許認可に際しての安全解析業務や検査業務である使用前検査及び定期検査の一部、定期安全管理審査業務を行っていることから、引き続き専門性が要求される。 今後は、設立時に入社した職員の退職が見込まれ、また賞与に対する業績評価をさらに厳格にすることから、対国家公務員指数は下がる見込みである。 平成23年度に見込まれる対国家公務員指数は、117.2である。注 年齢・地域・学歴勘案で100.5となる。注 (注:国家公務員の給与水準についてはH22年度実績を用いて計算した。) 支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合は17.9%である。</p> <p>管理職(国の行政職(一)6級以上に相当)の割合は50.0%であるが、今後は労務構成の変化等により管理職割合は低下する見込みである。 大卒以上の割合は87.7%、さらに院卒の割合は41.4%である。 ※割合は平成23年4月1日現在</p> <p>③ 給与水準について 監事に対し給与水準に関する説明(参考参照)を行い、確認を受けた。結果、具体的な数値を含め内容に関して理解を得た。また、経済産業省独立行政法人評価委員会による事後評価において、人件費削減の達成状況及びラスパイレス指数について継続的に厳格なチェックが実施され、結果を公表している。</p>		<p>○独立行政法人の総人件費については、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、今後進める独立行政法人制度の抜本的な見直しの一環として厳しく見直す。</p> <p>○国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、国民の理解と納得が得られるよう、その水準が国家公務員と同等のものとなるよう努める。 ア)国家公務員と比べて給与水準が高い法人は、給与水準の適正化に係る具体的な方策と数値目標を内容とする取組を着実に実施する。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
	<p>【参考：監事に対する説明内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の対国家公務員指数は119.3であるが、職員の在勤地域が東京に集中していることや高学歴者が多数のためなどで、地域・学歴を勘案すると102.2となっていること。(大学卒以上の者は、200名(82.6%)、その内院卒は89名、国家公務員(行政職(一))の大卒以上の割合は、51.6%) ・機構は原子力における優秀な人材を維持・育成していくために、電力会社等の民間会社と競って有為な人材を確保する必要があり、機構の職員の給与水準について、電気事業と賃金水準を比較したところ、電気事業を100とすると、当機構の水準は94.2となっていること。 ・平成22年度の指数が昨年度より高くなった理由としては、賞与に対する業績評価の反映を厳格化して給与支給額を抑えつつ、組織の活性化のため、本人の能力や組織の維持向上のための必要性を踏まえた昇格を実施した等の結果であること。 <p>監事においては、毎年6月頃を目途に、ラスパイレス指数の推移状況の分析結果などについてチェックを実施しており、今後も給与水準の適切性について必要なチェックを継続することとしている。</p>		<p>○給与水準については、監事による監査、評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う。</p>
	<p>① IT総コストについて サーバーリース費用、運用管理費用、ランニングコスト等の削減等を図り、平成23年度のIT総コストを平成22年度比で30%以上の削減を達成する。</p> <p>②業務運営の在り方について 管理業務のアウトソーシング化を図るなど効率的な業務運営に取り組んでいるところ。これまで運営費交付金に係る業務について、一般管理費は毎年度平均で前年度比3%以上を削減、事業費(検査等に係るものを除く。)については、毎年度平均で前年度比1%以上の削減目標を取り組み、平成22年度時点においては、中期目標期間平均で一般管理費5.5%減、事業費2.8%減と、いずれも目標を達成。今後とも、更なる削減に取り組むこととする。</p> <p>③ 事務に係る経費及び職員の諸手当について 法定外福利費については、国家公務員に準じて健康診断費用、産業医報酬、レクリエーション経費等を廃止済み。また、慶弔見舞費については、弔電及び供花費の実費額としている。</p> <p>給与振込経費、海外出張旅費については、国家公務員に準じて内部規程を改定済み。なお、海外出張における航空運賃については、旅行会社3社による見積り競争を実施し、安価賃金となるよう更なる取り組みを行っている。</p> <p>職員の諸手当については、総体的に見て国に準じたも</p>	<p>①IT総コストについて サーバ統合システム導入については、4月18日契約締結し、6月末にシステム構築完了。平成23年度上期終了までに、現行運用中の各業務システムサーバーの集約化を図り、IT総コストの平成22年度比30%以上の削減達成を図る。</p>	<p>サーバーリース費用、運用管理費用、ランニングコスト等の削減等を図り、平成23年度のIT総コストを平成22年度比で30%以上の削減を達成する。(22年度から実施)</p> <p>○業務運営の在り方を、組織、業務実施方法、人員等の観点から抜本的に見直し、簡素な管理部門、効率的な運営体制を確保することにより、業務運営コストを削減する。このため、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、過去の効率化の実績を踏まえ、これまで以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定する。</p> <p>○法定外福利厚生費、給与振込経費、海外出張旅費などの事務に係る経費及び職員の諸手当については、国家公務員に準じたものとなるよう徹底を図る。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
② 管理運営の適正化	<p>のとなっている。</p> <p>④ 事業費等について 事業費の見積りに関しては、機構として積算用の労務単価を明示し、参考見積をとる場合は、2社以上から入手するよう指示することとしている。また、平成21年度から機構内に設置している契約審査委員会を活用し、契約前審査を実施することで、契約の透明化、合理化を図っているところ。 (「運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。」については行革事務局作成のため不要)</p> <p>⑤ 組織のコンプライアンスの確保について 内部統制の重要性に鑑み、平成21年度に組織規程を改正し、監査室の組織内順位を最上位に位置づけるとともに、組織の体制を整備し、業務の効率化、内部統制の一層の向上に取り組んでいる。平成22年度は、組織内の5部門を対象に、2回に分けて物品調達に関する事務処理等の実態について監査を実施し、指摘事項の対応を通じて内部統制の一層の向上を図っている。 昨年11月に判明した溶接検査の一部未実施事象に際しては、根本的な原因を分析し、組織横断的な対策に取り組んでおり、組織のコンプライアンス確保へ向けた内部統制を着実に進めているところ。</p>		<p>○事業費等については、所要額の見積りの考え方を明確にするなど、必要な経費を積算段階から精査できる取組を行い、徹底した透明化、合理化を図るとともに、運営費交付金について、国の予算のガバナンスの観点から、その在り方を検討する。</p> <p>○組織のコンプライアンスの確保を推進するため、内部監査業務を的確に実施する体制を整備する。</p>
5. 自己収入の拡大	<p>① 検査手数料の見直しについて 検査手数料については、電気事業法関係手数料規則及び核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令により検査項目毎に単価・標準的な処理期間等を勘案し決定されている。</p> <p>② 協賛、寄附等が見込める事業について 該当なし。</p> <p>③ 自己収入の拡大について 平成22年12月より、運転管理年報の著作権使用料自己収入の取り組みを開始。</p>		<p>○特定の者が検査料、授業料、利用料、配布価格、技術指導料等を負担して実施する事業については、受益者の負担を適正なものとする観点から、その負担の考え方を整理し、これに基づき、国民生活への影響に配慮しつつ検査料等の見直しを行う。</p> <p>○協賛、寄附等が見込める事業については、その拡大に努めることにより、国費の削減を図る。</p> <p>○出版物の著作権、研究開発成果等に係る特許等による知的財産の活用等を通じて自己収入の拡大を図る。</p>
	<p>① 有識者から成る第三者委員会の設置について 学識者等で構成される原子力安全研究評価委員会を設置。概要は以下のとおり。 導入時期：平成22年3月 評価者：16名で構成(別紙参照) 評価事業名：延べ63事業を実施 評価の仕組み：本委員会は全体統括と五つの分科会で構成 評価の実績例等：平成22年度の評価を実施するに当たっては2回の委員会と計6回の分科会を開催</p>		<p>○複数の候補案件からの選択を要する事業については、案件の厳選による効率的な事業実施や、選択・実施過程の更なる透明化を図るため、有識者から成る第三者委員会を設置するなど効果的な外部評価の仕組みを導入する。</p>

見直し項目	組織・運営の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	備考〔補足説明〕	(参考)基本方針の関連部分
6. 事業の審査、評価	<p>② 国民への説明責任について 平成23年度事業の計画段階で、東日本大震災後に開催された原子力安全研究評価委員会による今後の安全研究計画の修正等への提言を踏まえ、福島第一原子力発電所において今後の事故調査等に必要となる研究事業を抽出する一方、核燃料サイクル施設に係る解析コード改良事業や軽水炉プラント高度化技術検証事業など、近い将来に予想される規制課題に備えて計画していた緊急性の少ない事業は一部凍結を実施するなど、安全研究成果を規制の充実・高度化に直結させるため重点化を図った。事業の事前評価と事後評価を実施し、評価結果を、平成23年5月にホームページで公開している。</p>		<p>○中間評価において成果が期待できないと評価された事業は廃止するなど、評価結果を事業実施過程に適切に反映させるとともに、事業の選定・採択時(事前)、実施時(中間)、終了時(事後)の各段階における評価結果をホームページ上で公表することなどにより、国民への説明責任を果たす。</p>
7. その他			<p>(注)「(参考)基本方針の関連部分」に記載のものうち、「基本方針」中の「Ⅲ 資産・運営の見直しについて」に掲げられている事項については、先頭に「○」を付けている。</p>

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 23 年8月現在)

経済産業省所管(2法人)			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
5	日本貿易保険 (19)	● 特殊会社化 (全額政府出資)	<p>一</p> <p>○平成21年12月、「独立行政法人整理合理化計画(日本貿易保険の政府全額出資の特殊会社化を含む)」の凍結が閣議決定された。</p> <p>○「平成22年10月の事業仕分け結果(「特別会計の廃止(国以外の主体に移管)」、「国家の保証等国の関与を確保」、「移行のための適正な経過期間」及び「組織としては独立行政法人日本貿易保険に一体化)」を踏まえ、特別会計の枠組みの在り方における新たな制度設計の中で、本法人の在り方について全般的な見直しを行う。」(独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定))</p>
		● 関連公益法人との随意契約の見直し	<p>①</p> <p>○平成20年3月、(財)貿易保険機構(JTIO)が解散したため、現在関連法人に該当する法人は存在しない。</p> <p>○随意契約については、随意契約等見直し計画に基づき、競争性のない随意契約の一般競争入札等への移行を実施した結果、競争性のない随契比率(金額ベース)は92.%(平成20年度)から6%(平成22年度)へ大幅に改善した。</p>
		● 民間事業者の参入の促進	<p>②</p> <p>○これまで民間損保・民間銀行17社と業務委託契約を締結済。</p> <p>○平成21年以降、民間保険との協調保険を実施。</p> <p>○平成22年12月、日系海外子会社の第三国向け輸出につい</p>

				<p>て、損保子会社などの現地保険会社からの再保険引受けを通じて、NEXI が貿易保険を引き受ける新たな取組を平成 23 年度から前倒して導入済み。引き続き、その積極的運用を図ることとされた。(平成 23 年 4 月 8 日閣議決定)</p>
--	--	--	--	---

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 23 年8月現在)

経済産業省所管(2法人)			
整理 番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
6	原子力安全基盤 機構 (18)	● 規格基準に係る調査・試験・研究業務を喫緊の課題に重点化	<p>① 原子力安全研究を担当する JNES 各部署は、原子力安全・保安院各原課と調整の上、原子力を取り巻く環境の変化に的確に対応し、重点化した安全研究プロジェクト計画案を作成します。</p> <p>それぞれのプロジェクト計画案は、安全企画委員会(安全研究部局と独立した専門的知見を有する職員で構成)事務局にて、「安全研究重点化プロセス」に基づき査定・評価した上で同委員会にて審議され、安全研究計画として取りまとめられます。</p> <p>更に、これら研究成果や研究の進捗状況は、外部有識者で構成される原子力安全研究評価委員会(第三者評価委員会)にて客観的に評価され、指摘された内容は次年度の安全研究計画に反映されるマネジメント体制となっています。</p> <p>具体的に喫緊の課題に重点化した例を挙げると、平成23年度事業の計画段階で、東日本大震災後に開催された外部有識者で構成される原子力安全研究評価委員会の提言を踏まえ、東日本大震災を踏まえた地震動・津波評価手法の整備やシビアアクシデント対策の検討等の事業を早期に実施する一方、核燃料サイクル施設に係る解析コ</p>

			<p>ード改良事業や軽水炉プラント高度化技術検証事業など、近い将来に予想される規制課題に備えて計画していた緊急性の少ない事業は一部凍結するなど、規制の充実・高度化に直結する安全研究に重点化を図りました。</p>
		<p>● 原子力防災研修事業の他法人との重複排除等による経費縮減</p>	<p>① 原子力安全・保安院が（独）日本原子力研究開発機構（JAEA）に委託して実施していたオフサイトセンター機能班訓練と（独）原子力安全基盤機構（JNES）が運営費交付金により実施していたオフサイトセンター機能班訓練との重複が指摘されたことから、平成19年度より重複が指摘された研修事業についてすべて JNES において一元的に実施することとしました。</p>